

三鷹市特別養護老人ホーム入所申込み案内

●特別養護老人ホーム（特養・介護老人福祉施設）とは？

特養とは、寝たきりや重度の認知症のような身体上または精神上的の著しい障害があるために、常に介護を必要とする要介護者（**要介護3以上**）が入所して、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話などを受けることができる施設です。

●申込みの対象者は？

要介護3～5と認定された方で、常時介護が必要で居宅での生活が困難な方です。認定申請中である方は、原則として、その結果を待って申し込みをしていただきます。すでに認定を受けている方で区分変更申請中・更新申請中の方については、現行の要介護度で申し込みいただけます。

●入所の順番は？

三鷹市で受付する特別養護老人ホームの入所の順番は、申し込み順ではありません。「三鷹市特別養護老人ホーム優先入所指針」及びそれに準ずる各施設の基準に基づき、入所の必要性の高い順となります。

●三鷹市で受付する特別養護老人ホーム一覧表

これらの施設には「三鷹市特別養護老人ホーム優先入所指針」が適用されます。

※下記以外の施設に入所を希望する場合は、申込方法等について施設に直接お問い合わせください。

施設名	住所	電話番号	施設の種類
恵比寿苑	三鷹市牟礼1-9-20	0422-48-5577	㊟+㊿
弘済園	三鷹市下連雀5-2-5	0422-47-8965	㊟
みたか紫水園	三鷹市新川5-6-31	0422-40-7201	㊿
あさひ苑	府中市朝日町3-17-1	042-369-0080	㊟
ちょうふの里	調布市西町290-5	042-441-6654	㊟
砂川園	立川市上砂町5-76-4	042-537-3351	㊟+㊿
多摩シルバーハウス	八王子市上柚木1550	042-670-5311	㊟
青梅天使園	青梅市今井1-2609-1	0428-32-2250	㊟
羽生の里	西多摩郡日の出町大久野1263	042-597-6661	㊟+㊿
どんぐり山	三鷹市大沢4-8-8	0422-33-2255	㊟+㊿

※どんぐり山は令和2年3月31日で廃止となります。申込みについては高齢者支援課高齢者相談係（市役所12番窓口）にてご相談願います。

※施設の種類について（設備等は施設ごとに異なります）

多床室（㊟）・・・2～4人部屋等の個室以外の居室。

従来型の個室（㊿）・・・従来型の特別養護老人ホームに設けられている個室。

ユニット型個室（㊿）・・・施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれを1つの生活単位として、少人数の家庭的雰囲気の中でケアを行うもので、少人数ごとに共同生活（リビング）がある個室。

●申し込み前にご確認ください

1 施設の見学をしてください。

入所後は、施設が長期にわたっての生活の場になります。「こんなはずではなかった」という事態を防ぐためにも施設見学を行ってください。見学の際は、事前に施設に連絡してください。

2 希望施設は十分検討してお申込みください。

施設が入所調整のご連絡をしても、施設への入所を希望されない方がいらっしゃいます。特別養護老人ホームへの入所申込みは、ご家族・ご親族でお話合いの上、入所の意向を統一してからお申し込みください。特に、希望施設はご家族、ご親族で十分検討してお選びください。

3 予約的な申し込みはご遠慮ください。

入所指針の運用の目的は、入所の必要性の高い方が円滑に入所していただくことにあります。指針を適切に運用するため、「今は入るつもりがないけど申し込んでおこう」という予約的な申し込みはご遠慮ください。

4 入所の順番が近づきましたら、申し込んだ施設からご連絡いたします。

入所の順番が近づきましたら、事前の調査・入所の連絡等のため、施設の担当者から直接、申し込み者へ電話にてご連絡いたします。

入所申込書の提出後、すぐに入所ができるわけではありませんのでご了承ください。

5 特養での“医療的ケア”は困難です。

特別養護老人ホームでは、嘱託医の配置が義務付けられていますが、健康管理を行う程度で、長期にわたる治療や、重篤な医療行為等が必要な方の受入れは困難となっています。

各施設の受け入れ状況については、「施設紹介」(別紙)の「2.申し込みにあたってのご注意」をご参照ください。内容については、各施設に直接お問い合わせください。

●三鷹市への特別養護老人ホームの入所申し込み方法

入所申込書兼調査書(様式1号)と入所申込に伴う意見書(様式第2号)を高年齢者支援課高齢者相談係(市役所12番窓口)へ提出してください。提出された申込書は月末締めとし、翌月10日頃に1カ月分をまとめて各施設に送付いたします。

※入所申込に伴う意見書(様式第2号)は担当のケアマネジャー(入院中の場合は病院の相談員や看護師)に記入してもらってください。

※介護保険の保険者が三鷹市以外の場合は、被保険者証の写しも提出してください。

●申込み後に必要な手続き等

特別養護老人ホームは、入所を希望する方が非常に多いため、お申し込みから入所までに長い時間がかかるのが一般的です。申し込まれた後も下記の通り手続きが必要になりますのでご注意ください。

1 申し込みを継続するためには更新の手続きが必要です。

入所申込には、要介護認定の有効期間に準じた有効期限があります。有効期限は介護認定の有効期間の末日です。有効期限を過ぎた後も引き続き申し込みの継続をご希望される場合は、介護認定更新の際に申し込み更新の手続きをお願いします。

※ 有効期限を過ぎても更新の申請が無い場合、取下げ扱いとなりますのでご注意ください。

2 状況が変わった場合も更新の手続きが必要です。

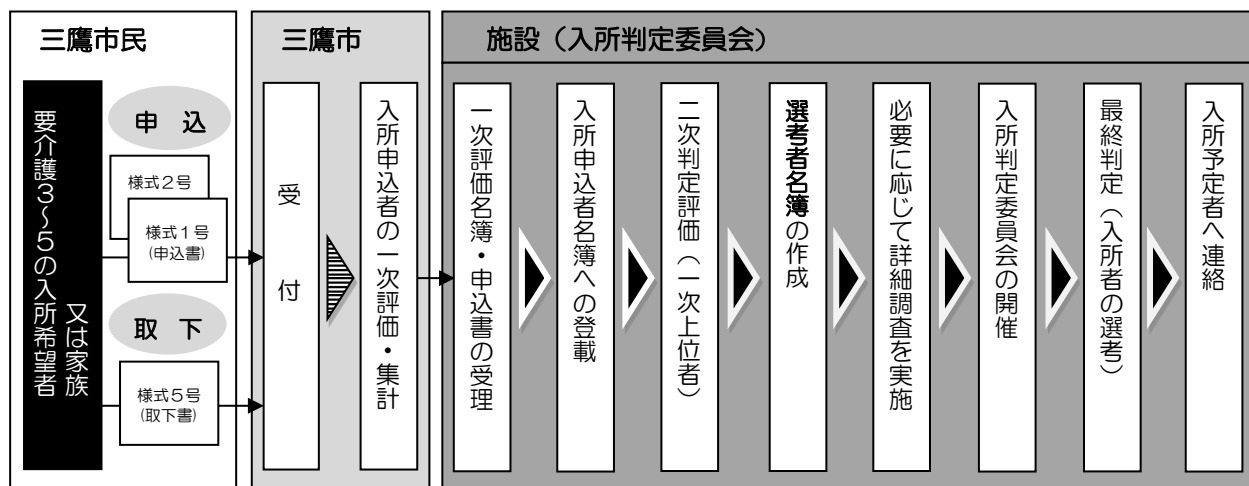
申し込みの有効期限に関わらず、申し込み内容から状況や連絡先等の変化があった際は、更新の手続きをしてください。介護認定の区分変更を行った場合も、同様の手続きが必要です。

3 施設入所の必要が無くなった場合は取り下げの手続きをお願いします。

三鷹市から転出した場合、他施設へ入所された場合、亡くなられた場合等、入所申込を取り下げる必要があるときには、三鷹市特別養護老人ホーム入所申込取下書（様式第5号）をご記入のうえ高齢者支援課高齢者相談係へ提出してください。

※ 三鷹市外に転出されたり、三鷹市関連の特養に入所されたりした場合、市を通じたお申し込みは取下げ扱いとなります。

●特別養護老人ホームへの申込みから入所の判定まで



◇市で受け付けた申請書は、市で一次評価を行った後、入所希望施設に送付されます。

◇申込書に基づき、施設ごとに入所申込者名簿が作成され、その内上位者に対し二次評価が行われます。

◇選考者名簿は一次評価及び二次評価の結果に基づき作成されます。必要に応じて施設がご本人との面接等の詳細調査を実施します。

◇施設ごとに入所判定委員会を開催します。最終判定後、入所予定者（申込者）へ施設から連絡します（市を通さず施設から直接連絡します）。

※注意※

1 施設からの申請受理の連絡はありません。

受付状況等を確認される場合は、申込月の翌月の中旬以降に各施設にご確認下さい。

2 各施設における最終的な点数や順位等は、施設へお問い合わせください。

選考者名簿は各施設で作成しています。入所順位も常に変動しているため、現在の順位については、各施設にお問い合わせください。その際、「概ねどの程度の位置にあるか」「おおよそ〇〇位」などの回答にとどまるのが一般的です。

3 必要な医療行為によっては、選考者名簿に登載されない事があります。

受け入れ可能な医療行為は、各施設により異なります。受け入れが困難な医療行為を必要とされ

る方がお申し込みされた場合、選考者名簿に登載されない事があります。その際、施設からは連絡がないのが一般的です。医療行為を必要とされる方は、受け入れの可否を、入所を希望する施設にご確認の上お申し込みください。

●利用料金について

◇サービス費用のめやす（利用者負担額1日分） ※金額は要介護3～5の場合
施設サービス費 7,262円～9,547円（1割負担で727円～955円）※加算除く+食費+
居住費+日常生活費

ご負担頂く費用は、施設サービス費の1割または2割負担（平成30年8月からは3割負担も導入されます。）と食費、居住費、日常生活費（理美容代等）となります。食費・居住費・日常生活費については施設ごとに設定され、利用する部屋（個室か多床室等）、要介護度や所得（負担段階）によっても異なります。詳しい料金設定については、各施設へお問い合わせください。

◇食費・居住費の軽減について

食費・居住費は全額自己負担ですが、低所得の方には、一定の要件に該当する場合、負担限度額が設定され、軽減されます。

この軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」の申請手続きが必要です。詳しくは高齢者支援課介護給付係（内線2684～6）までお問い合わせください。

●要介護1又は2の方の特例申請について

要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例申請が出来ます。

特例申請をする場合には、必ず事前に高齢者支援課高齢者相談係にご相談ください。また申込書類に様式第3号（三鷹市特別養護老人ホーム特例申請理由書）を添えて提出してください。

特例申請が受理されても直ちに入所できるのではなく、要介護3以上の方と同じ基準で入所の判定がなされます。

●お問い合わせ

入所順位や費用等を確認したい時・・・入所を希望する施設へ直接お問い合わせください。
在宅での生活のご相談について・・・担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターへご相談下さい。

特養入所申込みについて・・・・・・三鷹市健康福祉部高齢者支援課高齢者相談係へ
東京都三鷹市野崎一丁目1-1
☎0422-45-1151（内線）2622～4